

これまで頂いた御意見

2024年2月9日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

1. EEZにおける洋上風力発電の実施に係る主な論点

制度全体

1. 領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZにおいて、事業者に対してどのような権利付与を行うか。
2. 日本のEEZにおける洋上風力発電の導入に向けて、3点の政策目的（①複数海域で大規模案件を同時に形成するとともにリードタイムを短縮、②国民負担の抑制、③事業者にとって予見性ある仕組み）を同時に実現していくためには、二段階方式を前提に具体的にどのような制度を構築すべきか。

区域設定

3. EEZにおいて、募集区域は如何なる考え方に基づき設定すべきか。
例えば、どのような規模、自然的条件や社会的条件を設定する必要があるか。

事業者選定

4. 事業者の選定基準は如何にあるべきか。

利害調整

5. （仮の許可を受けた事業者が、その後の許可を受けるまでの間に実施する）利害関係者との調整については、どのように行っていくべきか。

事業規律

6. 調整や開発の途中段階において案件の放棄や売却を前提とした事業実施を防ぐために、どのような措置が必要か。

FIT/FIP 制度

7. 洋上風力発電事業の実施に係る許可を受けた事業者について、支援が必要な場合、どのように措置すべきか。

2-1. 【論点1,2】委員からのコメント

論点1. 領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZにおいて、事業者に対してどのような権利付与を行うか。

- 国連海洋法条約に定められる主権的権利は目的限定的ではあるが領域主権の権利を認めるものであるため、沿岸国の権利がしっかり確保されるように検討していくべき。(来生委員)
- 許可制度が適切。風からのエネルギー生産以外の再エネについても検討してはどうか。(飯田委員)

論点2. 日本のEEZにおける洋上風力発電の導入に向けて、3点の政策目的(①複数海域で大規模案件を同時に形成するとともにリードタイムを短縮、②国民負担の抑制、③事業者にとって予見性ある仕組み)を同時に実現していくためには、二段階方式を前提に具体的にどのような制度を構築すべきか。

- 大きなエリアを設定することで、事業者が手がけやすく、創意工夫を凝らしてエリアを選定できるという点が重要ではないか(原田委員)
- 支援価格の決定から着工までのリードタイムの短縮によりインフレリスク等に対応可能であることから、二段階方式は有効と考える。(原田委員)
- 事業者にとって、二段階方式の方が、具体的な検討を最終投資判断の近くで実施できるため、リスクもだいぶ減らすことができる。諸外国の事例を見ると、大規模なプロジェクトを展開できるのは、二段階方式である。(飯田委員)
- 風況・海象は、事業者が事業計画を策定する際に有益な情報。特に、海底地盤については、風車の具体的な設置位置等事業計画にかかわるので、事業者が決定した後、当該事業者が詳細調査をする形がよいのではないかと。(石原委員)
- EEZでは、広い漁場で漁業を行うまき網漁業や底引き網漁業といった、いわゆる沖合漁業との協調が必要となる。(片石委員)

2-2. 【論点3】委員からのコメント

論点3. EEZにおいて、募集区域は如何なる考え方にに基づき設定すべきか。例えば、どのような規模、自然的条件や社会的条件を設定する必要があるか。

- 沖合漁業については、かなり広い範囲で操業されているため、漁法別にそれらがどのような状況になっているかを確認することが重要。具体的には、水産庁担当部署や漁業関係団体への聞き取りを行いつつ、国が海域を選定していくことが必要ではないか。（片石委員）
- 公告・縦覧や各省協議について、漁業者の声を丁寧に聞いた上で除外区域の設定もしていくべき。（片石委員）
- 区域の指定の際に、系統についても考慮しながら進めていくべき。（飯田委員）
- セントラル制度に基づく、風況・海底地盤調査とあわせて、回遊資源の漁業影響調査も実施すべきではないか。（片石委員）
- JOGMECはセントラル調査など、洋上風力についても大きな役割を担うことになると思うので、実施体制や予算面等の強化が必要ではないか。（原田委員）

2 - 3. 【論点4】委員からのコメント

論点4. 事業者の選定基準は如何にあるべきか。

- 全体的な方向性に賛同。1段階目で事業者にどういった情報を求めていくのか検討していくべき。(原田委員)
- 事業を実施する区域が重複した場合の調整が本当にワークするのか。事業者の適格性や価格をどの段階で、どれくらいの粒度で見るのかも検討していくべき。(桑原委員)
- 国が広い範囲を設定するとあるが、広すぎるのもよくない。事業者間の競争を促す観点から例えば3GW程度にしてはどうか。また、プロジェクトの大きさについて、英国の例では、出力規模の範囲(60~120万kW)と設定しており、大規模開発を促している。(石原委員)
- 開発の観点から言えば、EEZであろうと領海であろうと大差はない。一般海域の選定基準を基本的に適用してもよいのではないか。(石原委員)

2-4. 【論点5】委員からのコメント

論点5. (仮の許可を受けた事業者が、その後の許可を受けるまでの間に実施する) 利害関係者との調整については、どのように行っていくべきか。

- EEZでは、漁業との共生については、従来の沿岸における漁業権漁業とは異なり、許可漁業との共生が中心となってくる。また、従来の沿岸の海域における共生策では、地域振興というコンセプトがあったが、これもEEZでは異なるものになるのではないか。(来生委員)
- 利害関係調整の方向性に異論はないが、利害関係者の範囲や特定方法、事業者の役割の範囲について、事業者の予見可能性の観点から今後詳細を検討していくべきではないか。(桑原委員)
- 協議会で利害関係者の合意を得ながら進めていくことが重要。構成員として含める範囲が重要であるため、今後検討していくべきではないか。(加藤委員)
- 利害関係者の範囲について、漁業者は海域を通るだけで利害関係者になるのか等、その範囲を検討していくべき。(大串委員)
- EEZにおいて地方自治体は管轄外であるが、海底電線の敷設ルート等が複数の自治体を通るとき等、複数の自治体がかかわる際には、国のイニシアティブが必要になるのではないか。(大串委員)
- 漁業関係者が複数の募集区域の関係者と調整が必要になるため、漁業者団体等の対応についても配慮すべきではないか。(片石委員)
- 利害関係者をどのように特定していくのか検討していくべき。協議会が紛糾した場合の対応についても、事業予見性の観点からどのように対応するのか検討していくべき。(菊池委員)
- (仮許可を受けた) 複数の事業者が漁業者と調整すると混乱が生じるのではないか。(片石委員)
- 許可制度の下で利害関係者も登録制度にしてはどうか。(飯田委員)

2-5. 【論点6,7】委員からのコメント

論点6. 調整や開発の途中段階において案件の放棄や売却を前提とした事業実施を防ぐために、どのような措置が必要か。

- 事務局案は必ずしも入札を伴わない制度の提案と理解。その中で事業規律をどう効かせていくのかを考えていく必要があるのではないか。（桑原委員）
- イギリスではリース料として事業者から費用を徴収しているが、日本では一切お金を取らないことで良いのか。（石原委員）
- 仮の許可を受けた事業者が事業の譲渡をすることも想定されるが、規律を保ちながら進めていくべき。（加藤委員）
- 事業者への権利付与に際して、規律を保つ観点から権利だけでなく義務的なものを含め何らかの負担を求めた方がいいのではないか。（大串委員）

論点7. 洋上風力発電事業の実施に係る許可を受けた事業者について、支援が必要な場合、どのように措置すべきか。

- 1段階目に事業者が提示した供給価格以下であることを2段階目で求めることについて、事業リスクの低減の観点を踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるように、制度の詳細設計を進めていくべき。（桑原委員）
- EEZは沿岸距離があり浮体式と事業コストも生じるので、どのようにFIT/FIP支援をするのか今後検討していくべき。（原田委員）
- 再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格については、仮の許可の申請時に事業者が提示した額だけでなく、事業を開始する段階における国が決めた上限価格の低い方を設定するべきではないか。（石原委員）
- EEZになると国際的な取り決めに加えて、海域の状況がわからない等条件が厳しいこともあるため、ゼロプレミアム水準の考え方の緩和も必要ではないか。（飯田委員）